

親しんで△△街の法律相談窓口

司法書士になるには

さて、司法書士になるには、先ず一般的に、司法書士試験に合格しなければなりません。司法書士試験は、毎年7月上旬に一次試験が行われ、毎年10月中旬頃に二次試験が行われています。合格率は3%前後と、非常に狭き門です。

ただ、司法書士試験に合格しただけで、司法書士になれると言う訳ではありません。司法書士試験の合格者が、司法書士業務を行うには、その後、新人研修等を経て、事務所登録をする各地の司法書士会を経由して、日本司法書士会連合会と言う組織に備え置かれる名簿に、一定事項を登録する必要があります。このような手続きを経て初めて、「司法書士」として、司法書士業務を行うことができるようになります。

今年の一次試験は、7月6日に行われました。例年でしたら、その合格発表が今月末前後にあります。今年も、全国で1,000名程度の新しい合格者が誕生するでしょう。仲間が増えると言うことは、既に業務を行っている司法書士、司法書士会にある各支部組織、各地の司法書士会組織にとって、非常に頼もしいことだと思います。

ちなみに、全国各都道府県に、それぞれ1つの司法書士会があります。ただ、若干の例外もありますが。例えば、兵庫県なら、兵庫県司法書士会があります。そして、兵庫県司法書士会の中に、神戸・阪神・伊丹・明石・姫路・播磨・淡路・西播・篠山・柏原・東播・但馬の以上12支部があります。仮に、神戸市中央区に事務所があるなら、神戸支部の会員と言うことになります。

また、一度「司法書士」になったからと言って、終生、司法書士と言う訳でもありません。ある程度、高齢となつたため、自ら引退をして、司法書士登録を抹消する場合がほとんどですが、中には、不行跡があったために、司法書士登録を抹消されたりすることもあります。

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755



司法書士
岡田 茂

親しんで△△街の法律相談窓口

『反貧困キャラバン2008 IN兵庫』開催!!

さて、現在、国内で深刻な社会問題となっています「格差と貧困」の拡大に対し、生活保護問題対策全国会議と言う組織が主催となって、『反貧困全国キャラバン2008』と題した全国キャラバンが、西ルートは福岡(7/12)を、また東ルートは埼玉(7/13)を起点にしてスタートしました。

その西ルートのキャラバン隊が、今月24日(水)から28日(日)まで、兵庫県内にやって来ます。それに併せて、反貧困キャラバン2008in兵庫実行委員会と言う組織が、生活保護や労働問題についての電話相談(電話番号0120-505-441)を開催することになりました。開催日は25日(木)から27日(土)の3日間。電話受付時間は、午前10時から午後4時までです。生活保護や労働問題について、お困りのことがございましたら、是非、この機会にご相談下さい。

そして、この実行委員会が開催する電話相談に、兵庫県青年司法書士会も協力することになりました。さて、この「兵庫県青年司法書士会とは、どのような組織か」と申し上げますと、県内で開業又は勤務する、主に45歳までが中心となって活動する任意団体です。現在の会員数は約200名です。

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755



司法書士
岡田 茂

親しんで△△街の法律相談窓口

認定を受けた司法書士とは

今年の7月1日から毎週火曜日と金曜日の、①午後5時から午後5時40分、②午後5時40分から午後6時20分、③午後6時20分から午後7時、場所は、兵庫県司法書士会館(所在:神戸市中央区橘通2-2-3)において、交通事故相談会が開始されました。これは全国の司法書士会に先駆けてのことだそうです。交通事故事件については、①民事事件、②刑事事件、③行政事件の、3種類ありますが、「司法書士による交通事故相談」は、民事事件に限ります。

なお、相談員は全て、簡易裁判代理関係業務の認定を受けた認定司法書士です。すでにご存知の方も多いかと思いますが、今日は、「認定を受けた司法書士」についてお話をさせて頂きたいと思います。現在、司法書士には、この認定を有する司法書士と、この認定を受けていない司法書士がいます(なお、現在、全国すべての司法書士の過半数の司法書士が認定を受けるに至っています)。認定を受けると、簡易裁判所(訴額140万円まで)に限ってですが、本人(原告又は被告)の訴訟代理人として、訴訟活動が可能となります。その他、訴額140万円までなら、訴訟外において、本人の代理人として、和解等が可能となります。

依頼人にとって、紛争解決手段として、認定を受けた司法書士に事件を依頼する最大のメリットは、やはり、全国的に満遍なく司法書士がいることでしょう。と申し上げますのも、昨今の省庁のスリム化やコンピューターのオンライン化で、「法務局」と言う役所の庁舎も統廃合が進ましたが、そもそも、司法書士は、各地の法務局の本庁、支局又は出張所管内に、事務所を構えていたからです。

次に、訴額140万円までですから、弁護士さんでは、ちょっと敷居が高いかなと思われるような案件でも、何となく気軽に相談できそうな雰囲気があることでしょうか。



司法書士
岡田 茂

兵庫県司法書士会相談窓口 ☎078・341・2755